

# 見積競争公告

次のとおり見積競争に付します。

令和7年11月28日

全国健康保険協会秋田支部

支部長 加藤 尊

## 1 調達内容

(1) 調達件名

令和8年度生活習慣病予防健診、特定健診及び特定保健指導等の案内に係る印刷物の作成業務

(2) 調達案件の仕様等

仕様書のとおり

(3) 委託業務の実施期間

契約締結日～令和8年2月25日

(4) 納入場所

全国健康保険協会秋田支部ほか仕様書に記載されている場所

## 2 競争参加資格

- (1) 令和7・8・9年度厚生労働省競争参加資格(全省統一資格)において、「役務の提供等」で、いずれかの等級に格付けされ、東北地域の競争参加資格を有する者であること。
- (2) 全国健康保険協会会計細則第30条及び第31条の規定に該当しない者であること。
- (3) 経営の状況または信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (4) 当該案件を確実に履行できる者であること。
- (5) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。

### 3 仕様書の配布及び見積書の提出場所等・提出書類

(1) ①仕様書の配布及び内容に関する問合せ先

〒010-8507 秋田市旭北錦町 5-50 シティビル秋田 2 階  
全国健康保険協会秋田支部 保健グループ 阿部・鈴木  
電話番号 018-883-1893

②見積書等の提出場所、提出方法、問い合わせ先

〒010-8507 秋田市旭北錦町 5-50 シティビル秋田 2 階  
全国健康保険協会秋田支部 企画総務グループ 田口  
電話 018-883-1841

直接提出、郵送（郵送の場合は書留郵便によること）

③見積書の提出期限

令和 7 年 12 月 10 日（水）13 時 00 分まで必着

(2) 見積書と併せて次の書類を提出すること。

①令和 7・8・9 年度厚生労働省競争参加資格(全省統一資格)の書類の写し

（「役務の提供等」で、いずれかの等級に格付けされ、東北地域の競争参加資格を有するもの）

②暴力団等排除の誓約書

③再委託に係る確認書

### 4 見積競争方法及び契約相手の決定方法

(1) 見積書の提出(仕様書記載の 6 種の印刷物の単価を記載したうえで合計金額も記載すること)。

(2) 調達見込額、予定価格の範囲内で、最低価格をもって見積書を提出した者。

見積書を提出期限までに提出し、最低価格をもって見積書を提出した者を契約の相手方とする。  
相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額をもって判定を行うので、参加者は消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税抜の金額を見積書に記載すること。

### 5 見積書の作成等に関する事項

(1) 【見積書を直接提出の場合】には、事業所名・代表者名を記載、代表者印を押印し、封筒に入れて封緘し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名及び「〇〇年〇〇月〇〇日公示 [調達案件名] 見積書在中」と記載のうえ提出すること。

(2) 【見積書を郵便で提出する場合（書留郵便に限る）】には、二重封筒とし、表封筒の封皮に「〇〇年〇〇月〇〇日公示 [調達案件名] 見積書在中」の旨朱書し、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記載し表封筒に入れて提出すること。

- (3) 見積書には、調達物品の本体価格のほか納入等に要する一切の諸経費を含めること。
- (4) 提出した見積書の差替え、変更又は取消をすることはできない。
- (5) 見積競争結果については、契約業者にのみ電話にて連絡することとする。
- (6) 請求に当たっては、消費税等額に 1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- (7) 単価契約となるため、最終見積もり提出後の予定数量の増減があり得る。

## 6 見積書の無効に関する事項

次のいずれかに該当する場合の見積は無効となる。

- (1) 公告に示した見積競争に参加する資格のない者が行った見積
- (2) 次のいずれかに該当する者で一般競争の参加資格を停止されている者が行った見積
  - ① 契約の履行に当たり故意に工事または製造を粗雑にし、または物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - ② 公正な競争の執行を妨げた者または公正な価格を害し若しくは不正な利益を上げるため連合した者
  - ③ 落札者が契約を結ぶことまたは契約者が契約を履行することを妨げた者
  - ④ 監督または検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - ⑥ 契約に関する調査に当たり虚偽の申し出をした者
  - ⑦ 前①から⑥までのいずれかに該当する事実があったことにより 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 所定の日時まで提出されなかった見積書
- (4) 見積額の記載が不確実で判別できないもの、または誤字、脱字等のため記載事項が不明なもの若しくは入札額を訂正した見積書
- (5) 単価について落札者を決定する旨を告げて見積を行った場合で、単価でない価格を記載した見積書（総価も同様）
- (6) 記名及び押印のない見積書
- (7) 同一案件の見積において、1 人の者が 2 通以上の見積書を提出した場合における当該 2 通以上の見積書
- (8) その他見積に関する条件に違反した見積書
- (9) 再度見積の場合は、前回の第一順位者より高い金額での見積書